

恵庭市中小企業振興審議会専門部会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市中小企業振興基本条例（平成25年条例第14号）第11条の2の規定に基づき、恵庭市中小企業振興審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、恵庭市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）から付託された事項を審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

(組織)

第3条 専門部会の委員は、15名以内とする。

2 専門委員の委員は、学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

(任期)

第4条 専門部会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門部会の委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、第3条第2項の規定により選任された委員の互選により選出する。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 専門部会は委員の過半数の出席で成立し、議事は出席議員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、経済部商工労働課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。